

協議第 6 号 議会議員の定数及び任期の取扱いについて

1 基本的考え方

新設合併の場合、合併に伴い1市2町の法人格は消滅するので、当該議会の議員は全て身分を失うこととなります。

このため、地方自治法の規定に基づく定数内で設置選挙を行うか、合併特例法の規定に基づく定数特例又は在任特例を適用するか協議します。

2 議会議員の定数及び任期の取扱いの方法

区 分	合併特例法の特例措置を適用しない場合	定数特例（合併特例法第6条）を適用する場合	在任特例（合併特例法第7条）を適用する場合								
1 議員の身分	合併関係市町の廃止と同時に身分を失う。	合併関係市町の廃止と同時に身分を失う。	合併関係市町の廃止と同時に身分を失うが、合併関係市町の協議により、合併後2年を超えない範囲で協議で定める期間、引き続き合併市町の議員として在任できる。 （合併特例法第7条第1項第1号）								
2 任 期	設置選挙の日から4年 （地方自治法第93条第1項）	設置選挙の日から4年 （地方自治法第93条第1項）	合併後2年を超えない範囲で協議で定める期間								
3 定 数	地方自治法第91条第2項の規定に基づく市町村人口区分ごとの上限数の範囲内で、合併関係市町の協議により、あらかじめ定めた定数。  地方自治法第91条第2項 人口5万人以上10万人未満の市 30人  平成12年国勢調査人口 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>観音寺市</td> <td>44,755人</td> </tr> <tr> <td>大野原町</td> <td>12,799人</td> </tr> <tr> <td>豊浜町</td> <td>9,001人</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>66,555人</td> </tr> </table>	観音寺市	44,755人	大野原町	12,799人	豊浜町	9,001人	合 計	66,555人	設置選挙において、当該選挙による議員の任期（4年間）に限って、地方自治法第91条第2項に規定する上限数の2倍まで定数を増加することができる（合併特例法第6条第1項）。  地方自治法第91条第2項 人口5万人以上10万人未満の市 30人×2＝60人  留意事項 この特例による定数は、解散又は総辞職により議員がすべてなくなったときは、地方自治法第91条の定数に復帰する。 この特例による場合も、合併特例法の特例措置を適用しない場合と同様に、合併関係市町の協議により、あらかじめ定数を定める必要がある。	合併関係市町の議員数が、地方自治法第91条の定数を超えるときは、当該数をもって合併市町の議会の議員定数とする。  留意事項 この特例による場合、議員に欠員が生じ、又は議員がすべてなくなったときは、これに応じてその定数は、地方自治法第91条の規定による定数に至るまで減少する。 この特例による場合も、合併特例法の特例措置を適用しない場合と同様に、合併関係市町の協議により、あらかじめ定数を定める必要がある。
観音寺市	44,755人										
大野原町	12,799人										
豊浜町	9,001人										
合 計	66,555人										
4 選挙期日	新市の設置の日から50日以内 （公職選挙法第33条第3項）	新市の設置の日から50日以内 （公職選挙法第33条第3項）	選挙は行わない。								
5 補欠選挙の適用	有	有	無								